

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年12月22日京都市条例第24号）（行財政局人事部給与課）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児休業の対象となる職員の子の範囲が次に掲げる者にも拡大されるとともに、これらの者に準じる者を条例で定めることとなることに伴い、これを定めることとしました。

- 1 職員が特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であって、当該職員が現に監護するもの
- 2 里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者

なお、非常勤職員の育児休業の対象となる子の範囲も同様に拡大する措置を講じることとしました。

上記の措置は、平成29年1月1日から実施することとしました。

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年12月22日

京都市長 門川大作

京都市条例第24号

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(イ)中「養育する子」の右に「(法第2条第1項本文に規定する子をいう。以下同じ。)」を加え、同号イ中「次条第3号」を「第3条第3号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(法第2条第1項本文の条例で定める者)

第2条の2 法第2条第1項本文の条例で定める者は、国家公務員の例に準じて別に定める者とする。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)